

平成31年度「校内支援会活性化事業」実施要項

高知県心の教育センター

1 目的

学校における組織的な「チーム支援」の推進及び学校配置スクールカウンセラー等の専門人材との効果的な連携など、校内支援体制の確立及び運営の充実を図り、教育課題の改善に寄与する。

2 内容

高知県心の教育センターの指導主事及びスクールカウンセラーが、高知県教育委員会が指定した重点支援校の校内支援会に年間5回程度(1回につき2～3時間程度)参加し、心理の専門的「見立て」をもとに個別の支援方法や支援計画を検討するなど、学校と連携した支援を実施する。

3 平成31年度重点支援校

高知県心の教育センターの指導主事とスクールカウンセラーが校内支援会に参加することを前提として、高知県教育委員会が指定した小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、計15校程度を重点支援校とする。

4 実施上の留意点

- (1) 重点支援校の状況や意向に配慮し、ニーズに沿った学校支援を行う。
- (2) 学校長の学校経営計画に基づく支援となるよう、各学校の窓口となる教職員と事前の連絡調整を徹底する。
- (3) 記録や事務処理等は、既存のものを活用する等、学校の負担軽減を考慮する。
- (4) 学校訪問は、各学校の実態に応じて、担当の指導主事とスクールカウンセラー等が対応する。
- (5) 校内支援会では、「情報の共有」、「見立て」、「具体的な手立て」の流れを構築する。
- (6) 校内支援会で決めた役割分担で支援を実行したあとは、必ずモニタリングし、評価する。
- (7) 支援がうまくいっている場合はその支援を継続し、うまくいかない場合は再度「見立て」を行い、その「見立て」をもとに「具体的な手立て」を考え、実践する。
- (8) 適切な「見立て」ができるよう、学校配置スクールカウンセラーを育成する。
- (9) 前年度末に、年間の訪問日を、学校が希望する日を参考にして決定する。

5 その他

- * 前年度末に年間の学校訪問日を決定するが、学校や子どもの状況等によっては訪問日を変更する場合がある。
- * 高知県内の学校で緊急事案が発生した場合等、高知県心の教育センターの職員が急遽校内支援会に参加できなくなる場合がある。